

議案第 71 号

青山保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

青山保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

青山保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中	平日 午前10時から午後 9 時まで 土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後 7 時まで	・ 月曜日（この日が国民の祝日 に関する法律に規定する休 日に当たるときは翌日） ・ 12月29日から翌年 1 月 3 日ま で	を

」

「

午前10時から 午後 5 時まで	・ 日曜日及び月曜日 ・ 12月29日から翌年 1 月 3 日ま で	に改める。

」

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。